

「道徳の教科化」と

私たちの課題

元立教大学教授 藤田 昌士

一 「道徳の教科化」

現在、小・中学校に設けられている「道徳の時間」を「新たな枠組みによって教科化」しようとの提言が、二〇一三年二月二六日に発表された教育再生実行会議第一次提言「いじめの問題等への対応について」の中でなされた。翌月、文部科学省は「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置し、「心のノート」の全面改訂、「道徳」の教科化に向けての論点整理等の検討を求め、一二月二日には同懇談会の名において「今後の道徳教育の改善・充実方策について」と題する報告書（案）がまとめられた。以下、検討の対象とするのは同報告書（案）である（以下、単に「報告書」という）。その報告書の正

式決定をまつて、文部科学省は中央教育審議会に諮問し、学習指導要領の一部改訂により、早ければ二〇一五年度からでも「道徳」の教科化を実施しようとしている。

（一）「道徳」教科化のねらい

報告書は、教科化の問題に立ち入るに先立ち、道徳教育の目標、内容、指導方法、評価にわたって「改善の方向」を論じている。それらの中には「…多角的・批判的に考えさせたり、議論・討論させたりする授業を重視することが必要であろう」とか「より現代的で児童生徒の実生活に即したテーマの素材や、特に小学校高学年や中学校では、現実社会で顕在化している生命倫理や情報倫理、環境問題など、多様な価値観が引き出され考えを深めることができるような素材ももつ

と積極的に活用されるべきである」とかの目を引く指摘もあるが、そこからただちに「道徳」の時間を教科にする必要性が導き出されるわけではない。報告書は「道徳」の教育課程上の位置付けについて、結論的には「道徳教育の要である道徳の時間を、例えば、『特別の教科 道徳』（仮称）として新たに教育課程に位置付けることが適当であると考える」と述べているが、その理由はなにか。

第一次安倍内閣の当時に設置された教育再生会議以来の議論にさかのぼってみると、「道徳」の教科化は「授業時数の確保」の名による「道徳」授業実施への強制力の強化というねらいをその根底に置くものといえる。このたびの報告書でも教科化の必要性について「現実的な問題として、我が国の学校においては、どうしても『各教科』が偏重されがちで、

道徳の時間が軽視されがちとなっているとの指摘があるが、こうした風潮を改め、関係者に道徳教育の重要性についての再認識と取組の充実を求める上でも意義深いものと考える」と述べていることの中に、この種のねらいを見ることができると述べている。

つぎに、上記のねらいに劣らず強調されるべきこととして、教科化によって教科書の使用を義務づけ、「道徳」の授業の内容・指導方法を規制しようとのねらいがある。これまた教育再生会議以来いわれてきたことであるが、このたびの報告書が「どの学校においても、またどの教員によっても、一定水準を担保した道徳の授業が実施されるようにするための質の高い教材が必要である」などの意見をもとに、「『特別の教科 道徳』（仮称）の主たる教材として、検定教科書を用いることが適当と考える」と述べていることの中に、この種のねらいを見ることができると述べている。

続けて報告書は「教科書検定の具体的な制度設計に当たっては、民間発行者の創意工夫を最大限生かすとともに、多様性のある教科書を認めるという基本的観点に立ち、検討を行うべきである。児童生徒の多角的・批判的な思考力・判断力

・表現力等の発達の観点等に十分配慮した創意工夫ある良質な教科書が作成されることを期待したい」と述べているが、自由民主党教育再生実行本部教科書検定の在り方特別部会「議論の中間まとめ」（二〇一三年六月）をもとに文部科学省が一月に発表した「教科書改革実行プラン」にみられるような教科書検定基準改定の方針をあわせ考えるならば、報告書にある言葉をそのままに受け取るわけにはいかない。その「方針」では、「教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合」を検定不合格要件として明記する、政府見解がある場合はそれを書かせるなど、検定「強化」の方向が示されているのである。むしろ報告書が他方で「検定教科書の作成に当たっても、新「心のノート」（仮称）の良さが引き続き生かされる」よう期待を述べていることにみられるように、検定「道徳」教科書が新「心のノート」にならって、いわば準国定教科書としての性格を強めていく恐れがあるのではないか。

（2）道徳教育の評価

報告書は「数値による評価を行うことは不適切」とするこれまでの考え方を踏

襲しつつ、「指導要録の中に、例えば、児童生徒の学習の様子を記録し、その意欲や可能性をより引き出したり、励まし勇気付けたりするような記述式の欄を設けることや、『行動の記録』をより効果的に活用する方策など、道徳教育の特性を生かした多様な評価の方法について検討すべきである」というにとどまる。しかし、国連・子どもの権利委員会の最終所見でその弊害が指摘されてきた「高度（過度）に競争的な教育制度」のもとで、もし「道徳」の評価が、記述式とはいえ、内申書をとおしてその進学競争に結びつくとしたら、どのような弊害が生ずるであろうか。むしろ道徳教育における評価は、教師の助言とそれに対する子どもからの応答という双方向を含んだ、教師と子どもとの対話の中にこそあるというべきではなからうか。

（3）学校における指導体制

報告書は「各学校においては、道徳教育を担任任せにせず、道徳教育推進教師を中心とした指導体制が構築されるよう、校長がリーダーシップを発揮していく必要がある」として、現行の体制を重ねて強調するとともに、「道徳教育にす

くれた指導力を有する教員については、当該地域における道徳教育の中核的な推進役となる『道徳教育推進リーダー教師(仮称)』として加配措置し、地域単位で道徳教育の充実・強化を図ることも求められる」としている。道徳教育における各学校の自主性はどのように尊重されるのかという懸念とともに、日本の教員の法定労働時間は他のOECD諸国よりも長いと言われている現状(『図表で見る教育 OECDインディケータ』二〇一三年版参照)にあつて、いま加配が求められるのは「道徳教育推進リーダー教師(仮称)」なのかという疑念を挟まざるをえない。

二 問題と課題

「道徳」の教科化と報告書をめぐってさらに批判的検討を要する問題と私たちの課題を以下、指摘しておきたい。

(I) 国家は「道徳の教師」か

「道徳」時間の特設(一九五八年四月)に先立ち、一九五七年八月四日、松永東文相は記者会見で「民族意識、愛国心高

揚のために小・中学校に道義に関する独立教科を早急に設けたい」と言明している(同日付朝日新聞夕刊参照)。この発言が特設問題の発端となった。その後、一九五八年三月の教育課程審議会答申にもとづき、小・中学校「道徳」実施要綱(一九五八年三月)、ついででは小・中学校学習指導要領道徳編(一九五八年八月)

養と国民道義の高揚を強調している。さて、このような状況にあつて一九五七年十一月、日本教育学会教育政策特別委員会は「道徳教育に関する問題点(草案)」を発表し、その「あとがき」の中で「近代民主主義のもとで、個人の自由と良心の問題である道徳とその教育について、公権力が一定の方向づけやわ

において、道徳教育の目標の基本は「人間尊重の精神」、「道徳」は、これを過去の修身科の復活とする批判を考慮するところから、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うという従来の方針を踏襲しつつ、他の教育活動における道徳指導を補充・深化・統合する「時間」とされた。しかし、当時の文部省が学習指導要領から「試案」という文字を削除し、国家基準性を強化した一九五八年改訂小・中学校学習指導要領で「道徳」の特設とその目標・内容等が規定されるについては、前記のような文相発言とそこにいたる一連の政治過程があつたことを見なければならぬ。同年五月二〇日、国防会議は「国防の基本方針」を決定、愛国心の高揚が国家の安全保障の基礎と強調している。七月三日、自民党政政策審議会は「文教政策大綱」を発表、民族精神の涵

くづけをすることが、はたして妥当であるかどうかを考えられねばならない」としている(日本教育学会『教育学研究』第二四巻第六号、金子書房)。

他方、この指摘に対応するかのようには、特設後、文部省が行つた一連の道徳教育指導者講習会で講師の一人、小沼洋夫は「日本の事情というものを考えますと、この際、道徳教育の基準というものを、ある程度明らかにして、それを学校が中心になつて、その基準に則した道徳教育をやっていく、それが将来、家庭・社会という所に浸透していけば、日本として道徳教育というものの地盤ができていくのではないか(中略)考え方によつては特設時間を設けたということよりも、今回の道徳指導要領で道徳の目標ないし内容を示したことに大きな意義がある」と述べている(文部省『新しい道徳教育の

ために』一九五九年、東洋館、一五二ページ)。なお、小沼は、その講演のなかで「人間愛・人間尊重の中に、基本的人権は含まれるが、基本的人権を認めるだけでは、ただちにそのために自己が犠牲になるという道徳的な根本問題はでてこない。そういう意味で、人間尊重ということばはより包括的な意味をもっている」とも述べている(同書一六八〜九ページ。傍点は筆者)。

これらの指摘からいえるように、特設「道徳」の問題は、学校における道徳教育の方法として特設時間によることが教授学のないし訓育理論的に妥当であるかどうかという問題であるより前に、国家と道徳教育との関係をめぐる近代民主主義の原則にかかわる問題、つまりは国家(具体的には政党内閣によって指揮監督された文部省「文部科学省」)は「道徳の教師」(堀尾輝久)であり得るのかという問題なのであった。

一九五八年四月に始まる「道徳の時間」の特設が、国家が再び「道徳の教師」として登場する第一段階であったとするならば、今、「愛国心」を法定した改定教育基本法の下で、「道徳」を教科とすることによって、国家を「道徳の教師」と

する第二段階が到来しようとしている。日本国憲法第一九条、子どもの権利条約第一四条が掲げる「良心の自由」にもとづき、国家と道徳教育との関係を律する民主的原則を問い、道徳教育に対する特定政党の支配を排除することがあらためて求められている。

他方、子どもの道徳性の発達を援助することが私たち父母・教師・国民に課せられた責務であるからには、私たちが子どもとともにめざす人間像とはいかなるものか、そのことをはじめとして、父母・教師・国民の道徳教育にかかわる合意を草の根から追求するという課題が私たちに課せられている。

(2) 「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育」とは

戦前・戦時、日本の初等学校・中等学校における道徳教育は、単に修身科のみによって担われたものではなかった。それを補完する、というより支えるものとして、「神代」の昔に始まる「国史」教育があった。「御真影」(天皇・皇后の写真)への最敬礼と教育勅語「奉読」等から成る「天長節」などの学校儀式があった。

このような修身教育体制への反省に

立って、戦後の学校における道徳教育は、社会科学をはじめとして社会・自然・人間の真理・真実を学ぶ教科指導と教科外諸活動を主な場として民主的な人間関係・自治能力を育てる生活指導とを二本柱とし、学校の教育活動全体を通じて行うものとして再出発したのである。そこには知育(科学教育)と徳育(道徳教育)との統一、そして子どもの実生活に即するという原則があった。

しかし今、学習指導要領、そしてこの報告書も重視する学校における「道徳教育の全体計画」のもとで、「道徳」の内容を構成するあれこれの項目(徳目)が教科指導や生活指導(教科外諸活動)の中にも持ち込まれることによって、「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育」が、かつて修身教育体制にもみたくような学校の教育活動全体の「道徳教育」化(あれこれの徳目のおしつけ)を意味するものに変質しようとしている。

現に、ある県の指導事例集では、小学校六年社会科「日本国憲法」に関する単元で、憲法学習を学習指導要領「道徳」の内容の一つ、「法やきまりを守り…」という項目のもとに位置づける事例が紹介されている。公権力の行使をしばる規

範としての憲法の本質理解を誤らせるものといわなければならぬ。「特別の教科 道徳」は、学校における道徳教育のいわば司令塔として、このような動きを加速させるだろう。子どもの真理・真実を学ぶ権利を保障する教師の教育実践創造の自由が不可欠である。

(3) 道徳教育と社会改革

報告書は先の教育再生実行会議第一次提言と同じく、社会の現状への批判に欠ける。たとえば今日のいじめの背後にある「高度(過度)に競争的な教育制度」。また、同じく国連・子どもの権利

委員会によって指摘されてきた「子どもの意見の尊重が著しく制限されている」状況。さらには社会の根底に黒々と横たわる「子どもの貧困」、若者の非正規労働。それらの問題は、モラルの発達の土壌ともいべき子どもの自尊感情をおとしめ、共同性をひきさき、明日への希望をむしばむことによって、逆に子どもの道徳性の発達を阻むものではないか。なおかつ強調される道徳教育の「充実・強化」とは、戦後初期、文部省が従来の道徳教育への反省として述べた言葉を借りるならば、「いかに既成の秩序に服従す

るかという個人の心術(心の持ち方―筆者注)」「(中等学校・青年学校公民教師用書)一九四六年、二ページ)を今また作り上げようとするものといえる。

社会の現状とそこにある矛盾に眼をつぶり、もっぱら学校における道徳教育の「充実・強化」を説くのではなくて、社会改革と道徳教育を含む教育の改革とを一体的にとらえ、同時に取り組むことが、人間、そして平和的な国家・社会の形成者としての子どもの道徳性を育てる道といえるであろう。

(付記1) 本稿にいう「愛国心」はこれまでの政府の施策によって意味づけられてきたもので、「天皇への敬愛の念」と不可分なもの(中央教育審議会「期待される人間像」一九六六年)、また「国を守る気概」(防衛庁「第二回防衛白書」一九七六年、ほか)、少なくともこの二つを特徴としている。近くは二〇一三年二月十七日、安倍内閣が策定した「国家安全保障戦略(NSS)」に「国を愛する心」が明記された。
(付記2) 一九七〇年代のはじめ、日教組中央執行委員会の委嘱により発足した教育制度検討委員会)は、その

最終報告「日本の教育改革を求めて」(一九七四年)の第Ⅱ部「日本の教育はどうあるべきか―改革の理念と視点」の中で「教育の目標―私たちの考える人間像」と題して、私たちがめざす人間像についての試論的問題提起を行っている。「(1)正義を愛する人間」「(2)人間を尊重する人間―差別を許さず、労働を重んずる人間」「(3)真理を愛する人間」「(4)感性ゆたかで生命力にあふれた人間」「(5)国際連帯を求める人間」の五つの柱から成る。参考としたい(勁草書房刊、七四〜八〇ページ)。

(付記3) 学校における道徳教育についてのより実践的な問題提起については、本特集所収の島田勉論文および藤田のブログ所収の「道徳教育をどうとらえ、どう実践するか」を参照されたら、<http://sites.google.com/site/fujita365office/>。

(付記4) 本稿にいう「報告書」は、その後、一部修正の上、二月二十六日、文科科学大臣に提出された。基本的には、本稿の記述を改める必要はないものと判断している。